

独立行政法人国立健康・栄養研究所の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成17年8月31日
独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成13年度～17年度）の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成13年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標期間（平成13年度～17年度）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当研究所に対しては、国の附属機関から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、暫定評価を実施した。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、当研究所が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」という当研究所の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営体制については、理事長のリーダーシップのもと、プロジェクト研究を中心として研究部間の連携がとりやすい体制へと柔軟な組織編成が行われ、研究員の採用も原則として任期付公募制とするなど、中期目標に沿った取組として評価できる。また、経費節減については、運営費交付金の各業務への適切な資源配分を行うことについて配慮をするとともに、光熱水料等の抑制、機関誌の電子メール化、定型業務以外の外部委託や所内文書のペーパーレス化等を実行してきている。

業務の中心である調査研究のうち、基盤的研究については、課題の選定について、所内公募を行い、事前評価を実施し、その評価点により研究費配分を行う方法により、中期計画に掲げる基盤的な調査及び研究を着実に実施している。また、研究成果の活用については、特に、知的財産権の取得等について、積極的な取組を継続した結果、平成16年度には7件の特許出願を行うなど、長年の努力の成果が認められる段階になったと評価できる。

一方で、今後、主に以下の点に留意する必要がある。

- ① 独立行政法人制度は、中期目標に定められた範囲内での運営の一定の自主性を認めたものであり、業務の内容については、中期目標及び中期計画との整合

性に留意する必要があること。また、国民への説明責任という観点から、財務面での一層の透明性の確保が求められていること。

- ② 他の機関が類似業務を行っているような分野の業務については、設立目的に照らし、当研究所で実施する意義について十分配慮して、その内容等を検討する必要があること。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

平成13年4月の独立行政法人化以降、理事長のリーダーシップのもとプロジェクト研究を中心として研究部間の連携がとりやすい体制へと柔軟な組織編成が行われており、中期目標に沿った取組が行われている。また、研究員の採用については、原則として任期付公募制としており、中期目標に沿った取組として評価できる。

内部進行管理については、業務の効果的な推進を図るため、プロジェクトの進捗状況管理、内容及び成果の評価が適切に行われている点や、研究業務の評価システムを有効に活用し、予算や人員配分を適切に行ってきた点は評価できる。

経費節減については、運営費交付金の各業務への適切な資源配分を行うことについて配慮をするとともに、光熱水料等の抑制、所内文書のペーパーレス化等を実行してきており、運営費交付金を充当して行う事業について、研究所の見込みによれば、中期目標期間の支出総額は4,240百万円であり、中期目標期間で運営費交付金の2%に相当する額を節減するという目標は達成できる見込みである。

研究施設等の利用については、独立行政法人化当初は実績が上がっていなかったが、その後、平成16年3月には施設利用規程を策定し、設備の共同研究等での利用や一般市民への施設の提供による健康影響調査の実施など、研究資源の有効活用に努力しており、その結果、ほぼ中期目標に沿った取組として評価できる。

今後、業務運営の一層の効率化を進めるため、研究業務の評価システムについて、その検証・改善に努め、評価結果の芳しくない研究員についてモチベーションを高める仕組みを作ることや、経費の節減についての更なる努力が必要である。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 社会的ニーズの把握

社会的ニーズの把握については、毎年度、健康・栄養に関連する諸団体との情報交換を行うなど適切なニーズの把握がなされており、ほぼ中期目標に沿った取組を行っている。「独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）制度」については、創設時には、新たな行政課題に対応するための積極的な

対応と評価したが、一方で、新規事業としての事前検討と事業計画の明示についての指摘も併せて行った。その後、本制度については、平成16年6月に第一期生が誕生し、「健康食品」等に関する情報提供に努めるなどにより、徐々に社会的認知度が高まりつつあるが、今後は認定したNRの継続的な質の確保、実際の業務内容のモニタリングなどを行い、他団体における類似制度との競合等に注意を払いつつ、本制度が社会に果たす役割を適切に評価していくことが必要である。

② 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施

近年、国民の健康に対する関心が高まる中で、研究所の目的である国民の健康の保持、増進に資するための調査研究等の業務を行政ニーズ及び社会ニーズに即して着実に実施している。

重点的調査研究については、国内初のヒューマンカロリーメータによるエネルギー消費量の測定システムや二重標識水法による測定システムを確立し、平成16年度内はこれらの測定システムを利用することにより、「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に貢献した。また、健康増進法に基づく健康・栄養調査データのデータベースの構築、充実を図り、「健康日本21」の中間評価に向けて調査データの提供等の支援を行ったことは、中期目標を上回る実績であると評価できる。さらに、国民のニーズの高い健康食品及び栄養補助食品の生理的有効性及び安全性の評価について、ほぼ中期計画どおりに研究を進行し、また、成果について専門家や一般人を対象とした情報提供を積極的に行うなど有効な取組を行っている点は評価できる。

基盤的研究については、課題の選定について、所内公募を行い、事前評価を実施し、その評価点により研究費配分を行う方法により、中期計画に掲げる基盤的な調査及び研究を着実に実施している。また、基盤的研究業務のうち「食品中の栄養成分の生体利用性の評価に関する調査及び研究」に関連し、健康食品の安全性に関する情報ネットワーク」を構築し、その研究成果を積極的に情報発信している点は、中期目標を上回るものと高く評価できる。

健康増進法に基づく業務のうち、国民健康・栄養調査の集計業務については、健康増進法の改正による調査規模の拡大に対処した。また、特別用途食品の表示の許可等に係る試験については、そのほとんどを2月以内に処理するなど努力の成果が認められる。

今後は、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定に向けた重点的調査研究や今後の社会における「テラーメイドの栄養管理」の推進に寄与する基盤的研究の更なる努力に期待する。

なお、重点的調査研究と基盤的研究の課題の整理を図るとともに、研究結果の活用・分析を徹底して、国民の生活水準の向上を図ることを期待する。また、健康増進業務に基づく国民健康・栄養調査の集計業務や特別用途食品の表示の許可等に係る試験業務については、研究所と他機関及び民間との適切な役割分担を図っていく必要がある。

また、職員の資質の向上については、研究所セミナーの開催、国内外の学会発

表等により、職員の資質向上に努めてきているが、さらに、職員の資質向上のための多様な方法の検討についても期待する。

③ 外部評価の実施及び評価結果の実施

外部評価委員会において、研究業務の外部評価を適切に実施し、研究業務の評価・運営に有効に活用しているが、今後、更なる評価結果の活用を期待する。

④ 成果の積極的な普及及び活用

学会発表等の促進については、平成13年度以降、質量ともに増加傾向にあり、高く評価できる。特に、原著論文の発表数については、中期目標を大幅に上回っており、研究員一人当たりの発表数等も多く、インパクトファクターの高い欧米誌への掲載が多いなど、水準も高い点が高く評価できる。

研究成果の発信については、独立行政法人化以降、積極的にインターネット等による情報提供を行ってきたことにより、ホームページのアクセス数が年々増大している。

講演会、セミナーの開催については、年々力を入れて行っており、特に平成16年度においては、一般向けには生活習慣病を、専門家向けには「日本人の食事摂取基準」や国民健康・栄養調査をテーマとする等、対象者に応じた開催を活発に行なっている点が評価できる。

知的財産権の取得等については、当研究所の業務の性格上、特許権等の取得に結びつきにくいことから、独立行政法人化以降2年間ほど成果が見えなかったところであるが、積極的な取組を継続した結果、平成16年度には7件の特許出願を行うなど、長年の努力の成果が認められる段階になったと評価できる。

今後は、知的財産権の取得について積極的な取組を維持し、特許出願件数が減少することがないように期待する。

⑤ 国内外の健康・栄養関係機関との協力の推進

若手研究者等の育成については、独立行政法人化以降、積極的に行い、その結果、若手研究者等の受け入れ実績は年々増加している。また、平成16年度からお茶の水女子大と連携大学・大学院を発足させるなど外部機関との協力の推進を着実に実施している。

国際協力については、平成14年度に国際・産学協同センターを設置したほか、WHOやFAO/WHO合同食品規格委員会（CODEX）といった国際会議への職員の派遣、アジア諸国等との間で共同研究の実施については中期目標を上回るものと評価できる。

今後は、若手研究者の育成を更に拡大するとともに、連携大学・大学院など外部機関との協力による成果を具体的に示すことや、発展途上国への人材育成協力について、積極的に行うことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

独立行政法人化後、経費の節減を図るとともに、運営費交付金以外の収入の確保を進め、必要な人材の弾力的な採用に努めている。

競争的研究資金、受託研究等の収入については、広く多領域より獲得しているが、次期中期目標においては適切な目標額の設定についての検討が必要である。

運営費交付金を充当して行う事業に係る経費の節減については、外部委託の推進などの取り組み等がなされているとの説明であるが、その結果どの程度効率化されたかについて数値により客観的に示すことが必要である。また、多岐にわたる事業を展開していることから、利益発生要因についても十分に分析する必要がある。

職員の人事については、任期付研究員として顕著な研究業績をあげた者の任期切れ時に任期を付さないポストへ任用するなど、優秀な常勤研究員の確保と流動化を両立させている。

なお、積極的な運営は評価できるが、今後新規事業についてはその内容及び中期目標、中期計画との整合性について事前に十分に検討する必要がある。次期中期目標及び中期計画の策定に当たっては、刻々と変化する行政ニーズ及び社会ニーズに弾力的かつ的確に対応し、当研究所がその設立目的に一層寄与することができるものとするよう留意する必要がある。